

## 第33回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和8年4月6日(月)午後3時00分より、第33回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第4号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

#### (出席委員)

2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄	5番 山崎 省吾
6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央
14番 寺川 勝之			

#### (欠席委員)

1番 欠員

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 中井 正樹 水谷 修

#### (事務局)

塚本 局長 稲垣 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 北岡(囑託)

	( 午後 3 時 0 0 分 開会 )
次 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は在任委員 13 名の内、出席委員は 13 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 33 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、佐原委員、中西委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中西委員と寺川委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
次 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件については、譲渡人は遠方にお住いで耕作が困難なため、また譲受人は新規就農のため、贈与により所有権を移転されるもので、譲受人は譲渡人の甥にあたります。</p> <p>譲受人の農作業歴は 2 年で、近隣の方や親戚の方から指導を受けておられまして、引き続き果樹等を栽培される予定です。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中西委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中西委員	<p>報告します。去る 3 月 25 日、事務局の案内で寺川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の池尾 の利用状況につきましては、現況は畑で、柿、栗、ミカ</p>

	<p>ン等が植えられておりました。下草は刈り取られていて、きれいに管理されてい ました。池尾 の利用状況につきましては、現況は畑で、柚子が十数本植 えられておりました。こちらも下草が刈り取られ、きれいに管理されていま した。池尾 の利用状況につきましては、現況は畑で、梅が植えられており、き れいに管理されていまして。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何 かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>全て自家消費なんですか。</p>
次 長	<p>現地の様子から、出荷するほどの量は取れないと見込まれます。</p>
議 長	<p>これだけの面積があっても出荷量が取れませんか。</p>
中西委員	<p>面積はありますが、本数が少ないので、出荷できるほどの量が取れるかどう かは分かりません。柵で周りをしっかり囲って守られていました。本当にきれいに 管理されています。</p>
議 長	<p>柵で囲われていたということは、盗まれる可能性があるのでしょうか。</p>
中西委員	<p>イノシシやシカなどの獣害対策だと思います。野生動物の足跡はありました。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請 に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」 を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
次 長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見につ</p>

<p>議 長</p>	<p>いて」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、国道24号西側の物流エリアの開発に先立って、ボーリング調査を行うための一時転用となります。</p> <p>前回総会では進出予定企業によるボーリング調査についてご審議いただきましたが、今回は造成事業者による造成工事のためのボーリング調査で、期間は許可後60日間となっております。工事の内容につきましては、前回同様と聞いております。</p> <p>以上です。</p> <p>続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>寺川委員</p>	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町 の利用状況につきましては、現況は田で、適正に管理されておりました。安田町 の利用状況につきましては、現況は不作付地でした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p> <p>次 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>続きまして「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p> <p>それでは、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」をご説明申し上げます。</p>

	<p>本件につきましては、農地中間管理事業の利用権設定の更新で、期間は5年間、引き続き野菜を栽培される予定です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、寺川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
寺川委員	<p>報告します。去る3月25日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、ネギが植わっており、一部収穫後の箇所もありました。適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今この異議なしをもって「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「意見なし」として回答することといたします。</p> <p>続きまして「第4号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
次 長	<p>それでは、「第4号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、安田町国道24号西側物流エリアの開発に向けて、対象区域内の農地を農用地区域から除外するための手続きとして、宇治市長から意見を求められているものです。</p> <p>前回の全員協議会において、農林茶業課から説明を受けるとともに農業委員会の意見の方向性については、基本的に令和5年7月6日付の意見と同じとすることを確認させていただいたところです。</p>

	<p>また、水谷推進委員から農業従事者の減少や高齢化等への対策の必要性について、2025年農林業センサスの結果を踏まえた取組が必要とのご発言がありましたので、議案には「2025年農林業センサスの結果を分析し、必要な農業振興施策を速やかに講じられるよう要望します」との文言を付記しています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>意見書は、公的に宇治市へ渡しに行くんですか。</p>
次長	<p>事務的に渡す予定です。公的に渡した方が宜しいですか。</p>
水谷推進委員	<p>会う機会があれば、油の問題を伝えてもらいたいです。市でやるより、府が適しているかもしれませんが、特別の対策をしてもらわなくてはと思います。</p>
議長	<p>その件は、宇治市に言っても仕方ないかもしれません。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は、議案のとおり宇治市長に回答するものと決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
次長	<p>それでは、はじめに「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」2件をご説明申し上げます。</p> <p>いずれも同一所有者による転用となります。</p> <p>番号1については、隣接地と一体で共同住宅5戸分を整備するための転用で、雨水は南側道路側溝へと排水されます。隣接農地は北側の自己所有農地のみです。</p> <p>番号2については、隣接の露天駐車場の再整備に伴い、駐車場敷地の一部として転用されるものです。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p>

	<p>続きまして「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、当該土地の隣接企業が大型車両23台分の駐車場を整備するための転用で、砂利敷きで雨水は自然浸透、隣接農地はありません。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>
--	--

(午後3時28分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_